

エネルギーを 見る眼

都市ガス「経過措置料金」 の解除は総合判断で

●不透明な託送料金制度に留意を



松村敏弘

東京大学社会科学研究所教授

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士（経済学、東京大学）。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

都市ガスの自由化は、この4月から始まる電力に1年遅れ、まだ詳細制度設計に向けた議論の途上である。多くの問題点が残されているが、そのひとつに「経過措置料金規制」がある。従来の都市ガス事業者の規制料金を消費者の選択肢のひとつとして残し、都市ガス市場が「規制なき独占」状態になるのを未然に防ぐ措置である。

この問題をめぐって、対象事業者を広く取ることを提案し、安易な解除にも懸念を示す委員と、対象事業者をできるだけ絞り、かつ指定された事業者でも将来速やかに解除することを主張する委員との間で意見の対立がある。私の意見は「対象範囲は広くする必要はないが、必要な事業者に対する解除を安易に行うべきでない」である。

（都市ガスと電力の違い）

「電気とガスは違う」との口実で、もっぱら都市ガス事業者の利益を代弁する者がいるせいで、私はこの言葉が大嫌いになった。しかし、経過措置料金に関しては2つには重要な違いが確かにある。電気と都市ガスの普及率である。電気を使う家庭の比率が100%近いのに対し、都市ガスの供給区域は国土の10%にも満たず、人口ベースでも半分強の者が都市ガスを使えるのに過ぎない。「安価に都市ガスを使う」のは消費者の当然の権利などと主張できる状況は改革前から実現していない。

導管を使った都市ガス供給の費用は需要密度に依存する。需要密度の高い地域から都市ガスが普及し、導管を使わない分散型のLPガスの方が費用が低くなる地域の手前で普及が止まる。その結果として都市ガスが進出できるかどうかの境界の地域では、もともとLPガスが強力な競争者で、規制がなくても安易に都市ガス価格を上げられない状況にある。さらに近年では全電化住宅との競争が激化しこの傾向は強まっている。

このことは、条件に恵まれず規模の経済性を生かせない多くの小規模事業者に関して、規制なき独占の蓋然性は低いことを意味する。一方需要密度が高く、恵まれた地域で供給する大手事業者にはこの議論は当てはまらない。

（指定条件と解除条件）

このような考え方を反映して、代替的なエネルギー供給事業者に既に一定以上の需要を奪われている事業者を対象から外すことが検討されている。妥当な考え方だ。しかし同じ基準を解除に用いるのはおかしい。この指標が料金規制対象選定に使われると思っていなかった事業者が、わざと手を抜いてライバルに需要家をとられたとは考えられないとしても、今後規制解除の局面でも同じ基準を使い続けられれば、営業の手を抜いて需要の一部を失えば規制を免れることになり、合理的ではない。

さらに、事務局は「家庭用都市ガス市場で10%のシェアを取る事業者が1社でも現れ、かつその事業者に供給余力があれば解除する」という信じがたい案を出しているが、問題外だ。「企業結合の事例を踏まえて」と説明しているが、合併規制を根本的に誤解している。「合併後のマーケットシェアが90%でも、十分な供給余力を持つ強力な競争者がいれば合併が許可されることがある」のは事実だが、10%のシェアを持ち余力のある競争者が市場にいれば自動的に合併が許可されるなどという運用は日本ではとられていない。

（不透明な市場であることの自覚を）

都市ガス市場における託送料金では、信じがたいことに、大手3社ですら厳格な査定はされず、肝心な費目の大半はヤードスティック方式による簡易な（いい加減な）査定で済ます方針が既成事実化されつつある。大半の委員がこれは本来の姿ではないと認めているが、「緊急」「暫定的」な措置としてやむを得ないとされつつある。自由化に先立ち、値上申請しなかった3事業者も含め全社の託送料金が厳格に査定された電力との大きな違いである。

ヤードスティック方式とは、要するに規模や性格の近い同業者の平均より費用が高くなければ事業者の言い値が査定なしに認められる方式で、全社の費用が高くとも査定されない方式だ。

電気の場合、全社厳しく減額査定された費目が多くあったことを考えれば、これがいかにもいい加減な査定であるか想像がつくだろう。さらに深刻なのは、本来ネットワーク部門に入れるべきではない費用を全社が入れていれば査定されない。このままでは不透明な費用が紛れ込んでいないかを確認する機会さえ失われる。

都市ガスの自由化がこのような不透明な託送料金制度の下で始められる点を、事務局も委員も自覚すべきである。電気に比べて競争中立性を支える制度基盤が脆弱であることを認識した上で、詳細制度設計を考えるべきである。本来きちんとやるべき査定を「緊急・暫定的」に先送りし、その解消策が全く見通せない段階で「経過措置料金規制」の解除要件だけを、しかも簡単に満たされる甘い解除条件を急いで整備するのはいかにも偏っている。

全社の託送料金を同時に厳格に査定することが難しくても、例えば大手3社の査定を厳格に行えば、将来それを必要に応じて他社に横展開する可能性が残る。それすら見通せない段階で簡単に競争を歪められる手段を残したまま、緩い経過措置料金規制の解除条件を設定すべきでない。託送料金査定の緊急措置の解決の見通しが立つまでは、解除条件は「総合判断」とすべきで、託送料金が不透明なことは重要な判断材料として考慮されるべきだ。